

協働のまちづくり活動支援事業 選定要領（令和8年度補助～）

1 選考方法

選考会（公開プレゼンテーション）もしくは書類選考により、選考委員会（以下「委員会」という。）が選考を行う。

2 選考委員会

①設置

協働のまちづくり活動支援事業の運営委託先が本委員会を設置する。

②委員構成

異なる立場の者（例えば、自治会関連者、学識経験者、市民活動団体等）から各1名。計3名以内の委員をもって構成する。

③任期

委員の任期は原則2年。なお、出席が叶わない場合は、可能な限り代理出席で対応する。

④所掌事務

- i 選考会(公開プレゼンテーション)又は応募書類の内容に基づき審査し、選定するか否かの判断及び各委員の評点の合計点に基づき順位付けを行う。
- ii 選定した団体の順位付け等に基づき、市に交付額案の提示を行うものとする。なお、審査及び交付額案の提示については、「3 審査方法」及び「4 選定」に基づき行うこととする。

3 審査方法

事業分野	審査方法
(1)活動の拡大又は新たに取り組む事業	<p><u>選考会（公開プレゼンテーション）</u></p> <p>【開催目的】</p> <p>支援事業の実施団体の選定にあたり、補助金の透明性・公平性の確保、団体自身のプレゼンテーションによる事業アピール及び質疑応答を行ったうえでの選考の必要性の観点から実施する。</p> <p>※申し込みをした団体は、公開プレゼンテーション（3月中旬または下旬の休日で開催予定）に必ず参加し、選考を経なければならない。</p> <p>【実施の流れ】</p> <ul style="list-style-type: none">① 団体によるプレゼンテーション② 選考委員との質疑応答③ 選考委員による講評やアドバイス④ 選考委員会における審査・採点（非公開）

	<p>【選考基準】</p> <p>下記の7つの基準（1項目5点）を踏まえ、採点し、3名の審査員の合計点が基準点53点未満（審査員が2人の場合は、基準点35点未満）の団体は落選とする。その場合、市は理由を付しその旨を該当団体に通知するものとする。</p> <p>① 地域の課題解決に役立つ（まちづくりに効果があると感じられるか）</p> <p>② 専門性が発揮されている（団体の特徴を生かした発想が表れているか）</p> <p>③ 独創的な取組（類似性のない、団体ならではの事業として計画されているか）</p> <p>④ 市民への広がり期待できる（広く一般的な参加が見込める事業であるか）</p> <p>⑤ 地域の活性化につながる（事業の成果として、地域の盛り上がりや、活性が見込めるか）</p> <p>⑥ 確実な実行が見込める（支援の有無にかかわらず、目的を達成し、計画どおり事業が実施できるか）</p> <p>⑦ 継続した取組が期待できる（事業の継続と継続による効果の高まりが期待できるか）</p>
<p>(2)活動の広がりが期待できる周年記念イベント事業</p>	<p>書類審査</p> <p>応募書類を基に選考委員が採点を行う。</p> <p>【選考基準】</p> <p>下記の7つの基準（1項目5点）を踏まえ、採点し、3名の審査員の合計点が基準点53点未満（審査員が2人の場合は、基準点35点未満）の団体は落選とする。その場合、市は理由を付しその旨を該当団体に通知するものとする。</p> <p>①団体と記念企画の関連性</p> <p>②専門性が発揮されているか</p> <p>③周年記念の企画として適切か</p> <p>④地域の賑わいが期待できるか</p> <p>⑤企画が特定の人に向けたものではなく、広がりを持ったものか</p> <p>⑥参加機会の平等を確保しているか</p> <p>⑦確実な実行が見込めるか</p>

4 選定

1. 選定団体数について

(1)活動の拡大又は新たに取り組む事業（以下「拡大・新規」という。）
約6団体以内（申請額に応じて変動する）

(2)活動の広がりが期待できる周年記念イベント事業（以下「周年記念」という。）
原則2団体（申請額に応じて増える場合がある）

2. 選定方法

(1) 順位付け

各選考委員の採点の合計点に基づき、基準点以上となった団体の順位付けを行う。
(同点の場合は、委員長の採点を優先する。)

(2) 選定団体数及び交付額案

